

建設業の人材確保に向けた 市民雇用奨励金について



沖縄市では、建設業を対象に市民雇用奨励金を交付しております。対象は、市内企業で新たに市民を雇用した事業主が対象となります。詳細は下記をご覧ください。

1. 目的	本市の産業振興と雇用情勢の改善を目指すため、社会情勢の変化に柔軟に対応しながら、産業人材の確保を支援することを目的とする。
2. 募集期間	<u>令和6年4月15日（月）より令和7年3月31日（月）まで</u> ※予算がなくなり次第終了となります。
3. 交付要件	(1)期限の定めのない雇用契約を結んだ40歳未満の市内在住者を新たに雇用した者（申請時点において、継続して雇用していること） (2)市内に本店・本社を有する者で、日本標準産業分類に定められた建設業を行う者 (3)当該市内在住者を社会保険に加入させている者 (4)市税の滞納がない者 (5)令和5年10月1日以降、新たに沖縄市民を雇用（採用）した者で、1年を経過しない者
4. 交付額	従業員1人につき1回限り10万円とする。 ただし、1企業につき1千万円を限度とする。 ※予算の範囲内での交付となります。
5. 交付決定	提出された申請書に基づき、市において審査の後、交付決定を行います。
6. 交付方法	交付決定後、申請者からの請求を受けて交付します。 ※雇用契約から交付までの流れは裏面をご覧ください。
7. 提出書類	1.雇用奨励金交付申請書（様式第1号） 2.会社概要（パンフレット等） 3.雇用契約書（写し） 4.給与台帳（写し） 5.新たに雇用した従業員の住民票抄本 6.健康保険・厚生年金施策取得確認及び標準報酬決定通知書（写し） 7.履歴事項全部証明書（個人事業主の場合は開業届） 8.市税の滞納のない証明書 ※上記の他、必要に応じて提出いただく資料がございます。

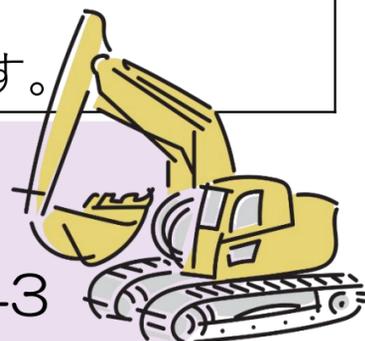


※申請様式は市ホームページからダウンロードください。



申込先
問合せ先

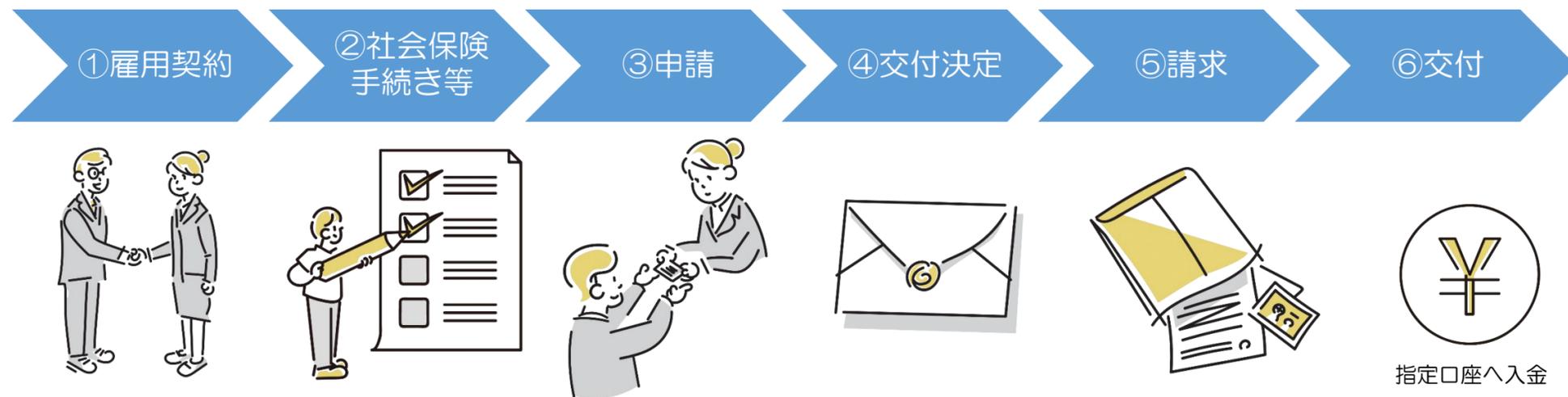
沖縄市役所 2階 経済文化部 企業誘致課
〒904-8501 沖縄市仲宗根町26番1号
TEL：098-939-1212 内線:3241・3243
Mail：a53kigyoo@city.okinawa.lg.jp



申請の主な流れ

交付までの流れは下記の通りです。（必要書類等は事前にご相談ください。）

③申請と⑤請求は、沖縄市役所窓口又は郵送にて手続きが必要です。



対象となる主な業種（日本標準産業分類より抜粋）

総合工事業

- 一般土木建築工事業
- 土木工事業(別掲を除く)
- 造園工事業
- しゅんせつ工事業
- 舗装工事業
- 建築工事業(木造建築工事業を除く)
- 木造建築工事業
- 建築リフォーム工事業

設備工事業

- 一般電気工事業
- 電気配線工事業
- 電気通信工事業（有線TV放送設備設置工事業を除く）
- 有線テレビジョン放送設備設置工事業
- 信号装置工事業
- 一般管工事業
- 冷暖房設備工事業
- 給排水・衛生設備工事業
- その他の管工事業
- 機械器具設置工事業（昇降設備工事業を除く）
- 昇降設備工事業
- 築炉工事業
- 熱絶縁工事業
- 道路標識設置工事業
- さく井工事業

職別工事業 (設備工事業除く)

- 大工工事業(型枠大工工事業を除く)
- 型枠大工工事業
- とび工事業
- 土工・コンクリート工事業
- 特殊コンクリート工事業
- 鉄骨工事業
- 鉄筋工事業
- 石工工事業
- れんが工事業
- タイル工事業
- コンクリートブロック工事業
- 左官工事業
- 金属製屋根工事業
- 板金工事業
- 建築金物工事業
- 塗装工事業（道路標示・区画線工事業を除く）
- 道路標示・区画線工事業
- 床工事業
- 内装工事業
- ガラス工事業
- 金属製建具工事業
- 木製建具工事業
- 屋根工事業（金属製屋根工事業を除く）
- 防水工事業
- はつり・解体工事業

【よくある質問】

Q1. 申請期限はありますか？

A1. 雇用した日から1年以内に申請いただく必要がございます。

Q2. 雇用して早期に離職した場合は、市民雇用奨励金を返還する必要がありますか？

A2. 離職理由等を確認したうえで、判断させていただきます。

Q3. 市民を新たに雇用しましたが、離職してしまった後に、申請できますか？

A3. 申請時点において、雇用している必要があります。

Q4. 外国人を雇用した場合でも対象となりますか？

A4. 外国人であっても沖縄市民（市内在住者）であれば対象となります。

（在留資格の確認が必要となります。）

